



「利用者の取り組みが

また、昨年十月からは、(株)だいわ吉野店様から、地産地消コーナーでの販売依頼があり、味噌と菓子を販売させて頂けることになりました。販売開始から三ヶ月が経とうとしていますが、固定のお客様もいらっしゃるようで売れ行きも少しずつ伸びてきています。他の授産施設の商品も販売されており、旭福祉センターだけではなく、他施設の日頃の取り組みを感じることができます。このように施設の商品を販売させて頂き、知的障害者の方々の取り組みを知つていただける機会があるということは、とても貴重であると同時に嬉しいことだと感じます。

その他、菓子班では、八ヶ所の物産館でお菓子やパンの納品をしている他、毎日お昼の時間に保育園や企業などで移動販売を行っています。利用者の方もお客様と直接接する楽しさや喜びを感じているようです。

今後、さらに消費者のニーズに応えられるよう質の向上に努め、利用者の方の頑張る姿や笑顔を地域へ広げていきたいです。

蔬菜・病院メンテナンスと、利用者の能力や障害の程度に応じて様々な作業を取り入れ、職員・利用者が毎日楽しく作業に取り組んでいます。

その中で、蔬菜・菓子では数年前から、(株) タイヨー様(吉田店・花棚店・吉野中央店・吉野店・原良店・草牟田店・清水店・大竜店) 計八店舗の地産地消コーナーに採れたての野菜や、ふくれ菓子、丸ぼうろなどの菓子類を納めせて頂いております。最初は三店舗、野菜のみの販売でしたが、その後店舗も増え、更には菓子の販売もさせて頂けるようになりました。毎日納品に行く事を楽しみにしている利用者も多く、店舗では店員の方々に元気よく挨拶をするなど、利用者の笑顔を多く見る事ができると同時に地域と関わっていることを実感できる大

地域へ・・・



障害者総合支援法の概要1

あさひが丘学園統括施設長 水 流 純 大

障害者総合支援法が今年四月（一）部は平成二十六年四月）から施行される。この法律は、平成二十一年の政権交代で民主党を中心とする政権が障害者自立支援法の廃止を宣言するとともに、内閣府に障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会を設置し、推進本部のもとに発足した障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会で、障害者自立支援法に代わる新たな制度として「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を目指して検討したことなどを基として開催されたものである。

平成二十三年七月に改正された改正障害者基本法等を踏まえて、「障害者総合支援法案」を国会に上程し、平成二十四年六月に可決・成立・同月公布されたものである。骨格提言から法案作成までの期間がかなり短期間だったこともあり、総合福祉部会で検討された内容が十分に反映されていないという批判も

きかれ、多くの部分が施行後三年後を目途に検討するとして先送りされた感はあるが、現行の障害者自立支援法からの改正点も少なからずあることから、今号以下でその概要について述べてみたいと思う。

法律の概要は以下の六点である。

- 一、題名
- 二、基本理念
- 三、障害者の範囲
- 四、障害支援区分の創設
- 五、障害者に対する支援
- 六、サービス基盤の計画的整備

以下、項目ごとに内容を見ていく。

第一に、法律の題名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、法の目的を変更し、「自立」の代わりに、新たに基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記した。第二に、「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現する個人としての尊厳」を明記した。

第三に、制度の谷間のない支援を提供するため、身体・知的・精神（発達障害を含む）に限られていた障害者の定義に難病患者等を加え、障害者の範囲を拡大した。なお、対象となる難病については、難治性疾患克服研究事業の対象である「三〇疾患と関節リウマチ患者を基本として、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、法施行までに政令で定めることとされている。

第四に、障害支援区分の創設である。障害者自立支援法では、「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとする『障害程度区分』」が規定されています。午後からは、保護者総会が行われました。みかん狩りに六十三家族一〇九名、保護者会には四十七家族五十七名の参加がありました。

第五に、障害者支援に特有の「特別な行動への支援」に関する項目を追加するよう要望を行つていて。予定では、平成二十四年度中に新しい調査項目案が作成され、平成二十五年度に試行調査を実施したうえで、平成二十六年度から新たな障害会生活活動」に関する項目、また、知的障害者支援に特有の「特別な行動への支援」に関する項目を追加するよう要望を行つていて。厚生労働省に対して障害支援区分の創設に関して、現行の認定調査項目に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目、また、支援区分での判定が行われることとなつてている。

（次号に続く）

いわゆる医学モデル的に「障害の程度（重さ）」を示すものであり、支援度（重さ）

に改められることとなつた。

障害程度区分は要介護認定調査項目をベースとして作られているため、

二一歳の異なる知的障害者や精神障

害者は相対的に低い判定結果が出る傾向や二次判定で上位区分に変更さ

れる割合が高いという問題点があつた。ちなみに、二次判定における上位区分への変更率は、身体障害二〇・

三%、知的障害四三・六%、精神障害四六・二%（厚生労働省調査）となつて

いる。

第六に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社

会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第七に、障害支援区分の創設で、予定では、平成二十四年度中に新しい調査項目案が作成され、平成二十五年度に試行調査を実施したうえで、平成二十六年度から新たな障害会生活活動」に関する項目、また、知的障害者支援に特有の「特別な行動への支援」に関する項目を追加するよう要望を行つていて。厚生労働省に対して障害支援区分の創設に関して、現行の認定調査項目に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目、また、支援区分での判定が行われることとなつていている。

第八に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第九に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十一に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十二に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十三に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十四に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十五に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十六に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十七に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十八に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第十九に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十一に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十二に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十三に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十四に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十五に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十六に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目

に欠けている「地域生活活動」や「社会生活活動」に関する項目を追加す

るよう要望を行つていて。

第二十七に、障害程度区分の創設

（財）日本知的障害者福祉協会は、

厚生労働省に対して障害支援区分の

創設に関して、現行の認定調査項目



← 今年も良い年でした。来年もよろしく!



様々な色のビーズをマス目の色に合わせて打ち込むことで、離れて見ると一つの絵になります。まつすぐワギを打つ作業は実はとても難しく利用者の方々は一つ一つ丁寧に打ち込んで数日かけて一つの絵を完成させます。

○スキルスクリーン

決められた順番にビーズを糸に通込んでいきます。

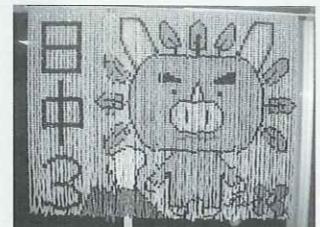


○創作活動



女性利用者を中心に、フェルト生地でシコシユやコサージュを作つています。作業工程を分担しながら、みんなで一つの作品を完成させます。また、新たに、シーツなど布生地に

四三九



日中3科では、



クレヨンや絵の具で色を塗る作業を行い、それを壁飾りのモビールに上げています。色の付け方が人それぞれ違った味のある作品に仕上がりました。

作品が完成すると、できた喜びを皆で共感するようになります。バザーで販売する機会もあり、「かわいい」とのお客様の声や購入していくお客様もいて人気の商品です。

○運動プログラム

日中3科では、トランポリンや歩行活動等の運動にも取り組んでいます。

トランポリンは、ストレスの発散や職員と一緒に跳ぶことで相手を薦す。

10



私たちは言葉で説明することがあり得意ではありませんが、活動の風景や作品を通して、自分たちが出来る事や頑張っていることを精一杯表現しています。これからもみんなで仲良く活動していきたいと思います。宜しくお願ひします。

僕は、旭福祉センターに入つて八年目になりました。センターの寮は、いろいろなきまりごとがありました。センタ－に入つて三年目で、メンテナンスの仕事をやりはじめてから五年目になります。さいしょは、メンテナンスの仕事は自分にはできないとおもいました。メンテナンスの仕事を、病院のそうじだけだとおもつていました。でも、人のはなしをきいたりしたら、ワックスがけもあるとおしえてくれました。それなら僕の興味のある仕事なので、メンテナンスの仕事を続けていけるとおもいました。

今、僕は寮長をしています。寮長をやりはじめた三年目になりました。はじめは僕に寮長ができるのか、寮のみんなをまとめていけるのかとふあんになりました。僕は職員に「僕は寮長になつてもみんなをまとめていけない」といいました。でも職員は「畠浦さんならできるからやつてもらえないか」といわれました。僕は、いわれてから一しゆうかんかんがえました。かんがえたけつか、寮長をやつてみようとおもいました。寮長をやるんだつたら、寮のみんなさんにしんらいされるような、寮長を

和也先生



あさひが丘学園 保護者
繁 昌 修 一

ら学園へと向かう山道を俊平と三人で歩む。陽の当たる場所から木陰の人で歩む。山道わきのツワブキの黄色い花が美しい。学園へ歩む道すがら俊平のこれまでの二十年を想い感慨に浸つた・・・。

俊平が生まれて二十年が経つた。私はいい親とは言えないが、母親が一生懸命に育てたので親ばかだが皆に愛される子に育つたのかと思う。二歳で斜視の手術後、言葉の遅れや多動を心配し保育園そしてひこばえ学園へ。更に、獅子島小学校・西谷山小学校と学校を転々として安住の地を探し求め武岡台養護学校へ。そこでも高等部一年の三学期から学校に行けなくなり、親も子もがき苦しんだ一年だつた。俊平の秘めたる胸の内を理解することも出来ずに・・・。

「家族の大切さ」



地域生活支援センター
別府 職員

社会人になり六年目を迎えました。今からどんな事が待ち受けているのか、期待と不安に胸を躍らせ園長室の椅子に座っていたことを今でも鮮明に覚えています。この六年間の中で様々なことがありました。大好きで尊敬していた上司・先輩が一度にチームを離れ、自分自身の部署移動。そして、今年十月より「地域生活支援センターあさひが丘」の開設とともに新規事業「児童発達支援」の担当になりました。毎日、未就学児

就学児の子どもも達と過ごしていきます。児童発達支援は、私も全く経験したことのない事業であり毎日子ども達と、というより子ども達以上にあたふたしながらやっている状況です。療育ってなに?という段階から入った私にとって、療育をするとわかつてからは不安しかありませんでした。センターが開設し、しばらくしてからセンター長と話をする機会がありました。話しをしている中でセンター長は私に「できなくて当たり前と思つて、少しずつやつていこう」と言つてくださいました。その言葉にどれだけ救われたか。今まで自分の中にあつたモヤモヤした気持ちが、すつと取れた瞬間でした。最初から完璧にできる人なんていない。そう思ひながら仕事をすると、いろんな人の意見を素直に聞くことができる。そんな気がします。しかし、できない事を早くできるようにする為の努力もやはり必要です。いろんな人に自信を持つて自分達のやつていることを言えるように努力し、毎日を過ごしていきたいと思います。これからも、上司や後輩とぶつかることがあるでしょう。いろんな壁に阻まれて身動き取れない時もあるでしょう。そんな時は大好きな空港に行き、大好きな飛行機眺め無心になることにしてしましよう。

一審長のこと



旭福社
七
卷
用者

やつでいいきたいとおもっています。
これからも、寮のみんなや職員に
しんらいされるような寮長になつて、
みんなのためにすごしやすい寮にな
るよう、僕なりがんばつていきたい
とおもつています。